



信州大学農学部、長野県林業大学校及び岐阜県立森林文化アカデミーの 連携・交流に関する覚書

(目的)

第1条 森林・林業の現場で求められている若手林業従事者の育成を担うべく、信州大学農学部、長野県林業大学校及び岐阜県立森林文化アカデミー（以下「構成大学等」という。）は、構成大学等が有する人的・物的資源と知的資産を活用し、相互の幅広い連携と交流を促進することで、教育内容の充実、発展を図り、もって日本の森林・林業の発展に寄与することを目的とする。

このため、以下のとおり覚書を取り交わすものとする。

(連携事項)

第2条 構成大学等は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

(1) 教育交流を進め、相互の教育に相乗効果を期待できる事業を企画・実施する。

(2) その他本覚書の目的を達成するために必要な事項に関することを実施する。

2 構成大学等は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第3条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・交流内容の評価を行い、構成大学等の合意により更新することができる。

(協議事項)

第4条 本覚書に定めのない事項については、構成大学等の協議により定めるものとする。

(覚書の保有)

第5条 本覚書は3通作成し、構成大学等が署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年（2017年）9月 4日

信州大学農学部長

長野県林業大学校長

岐阜県立森林文化アカデミー学長

藤田智之

山口勝也

滝沢紀夫